

工事現場等の関係者のみなさまへ

工事現場等の危険物の貯蔵・取扱いに

新しい特例基準ができたので活用してください

新しい特例基準1

可搬形発電設備の特例基準

可搬形発電設備の内蔵タンク容量が合計200L以上となる場合は、少量危険物の届出が必要です。

これまで、可搬形発電設備を使用する少量危険物貯蔵取扱所は、火災予防条例の基準に合わず、設置できない場合がありましたが、新しい特例基準を活用すれば**設置できます**。

ポイント1

内発協*1の認証品を使用※

認証品のマーク→



(一社)日本内燃力発電設備協会
認証品

**認証品のマークが貼られた
可搬形発電設備は置けるのね!**

※内発協の認証品と同等の安全性を有する可搬形発電設備も設置できます。



**直近1年以内に点検
しているか確認して
ください**

ポイント2

電気事業法令に基づく**定期点検**

又は**こちら↓の点検**を行う

レンタル協会*2の可搬形発電機
**整備技術者資格
制度による点検**

内発協*1の
**専門技術者資格
制度による点検**



OR



↑点検済のマーク↑

*1(一社)日本内燃力発電設備協会

*2(一社)日本建設機械レンタル協会

[詳細はこちら](#)



新しい特例基準2

ローリー給油の特例基準

1日に200L以上の軽油をローリー給油する場合は、少量危険物の届出が必要です。

これまで、給油場所に油が浸透しない床面、囲い、ためます等を設ける必要がありましたが、新しい特例を活用すれば**簡易的な措置(油吸着材と油受皿)**でよくなります。



**油受皿は
給油口の真下に設置!**

油吸着材



[詳細はこちら](#)

工事現場におけるローリー給油の対象を拡大しました

Before

公道を走行できない重機のみ給油可

After

すべての重機に給油可!



少量危険物貯蔵取扱所
設置(変更)届出書は
←こちらから電子申請できます



ご不明な点はこちらまで
東京消防庁予防部危険物課
電話 03-3212-2111(内線 4846)